# 平成23年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

1 日 時 平成23年11月30日(水)13:30~15:00

2 場 所 新居浜市役所応接会議室(3階)

3 出席者 委員 13名 (欠席者 3名)

事務局 5名

4 傍聴者 0名

5 協議題 (1)新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の素案について

(2) その他

#### 事務局

定刻が参りましたので、ただいまから、平成23年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。

議事の進行は、設置要綱の規定により委員長が議長となりますので、委 員長、よろしくお願いいたします。

#### 議長

委員の皆様には大変お忙しい中、平成23年第3回新居浜市自立支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題は、お手元の会次第のとおり、協議題(1)新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の素案について、(2)その他、となっています。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。それでは、協議題(1)新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の素案について、事務局より報告をお願いします。

(1) 新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画案の素案について

#### 事務局

それでは、新居浜市第2期障がい者計画・第3期障がい福祉計画(素案)について、お手元の資料に沿って説明させていただきますが、これまでの計画と比較して変更した点や加えた点、削除した点と中心に説明させていただきます。また、1ページをお開きください。第1部を総論として章ごと計画策定の趣旨を掲載しました。まずは計画策定の背景ですが、これまでの自立支援法が施行されたことに加え、障害者自立支援法以降の障がい者施策の動向について触れております。3ページの計画の位置付けの変更はなく策定根拠法について4ページに記載いたしました。5ページをご覧ください。第2期障がい者計画が平成24年度から29年度までの6年間の計画であり、第3期障がい福祉計画が平成24年度から26年度までの3年

間の計画であることと、その他の関係計画の計画期間を掲載していますが、その後課内で検討した結果、障害者計画が国、県の考え方に沿ったものであることから、国が平成24年、県が平成26年に見直し行う予定であることから、当市においても県の計画に合わせ平成26年に見直しを行うことに変更したいと考えております。

次の 6 ページは今回の計画を策定するにあたっての改正法に伴う留意点 を掲載しています。

8ページから20ページにつきましては第2章としてこれまでの計画と同じように新居浜市の現状として市の概況、人口等の現状、障がい者等の現状について記載しました。21ページからは第3章として事前に調査いたしましたアンケート調査結果の概要を36ページからは障がい者団体及びサービス事業所に対して行ったアンケート及びヒアリング調査の結果を記載しております。

43 ページから 45 ページにかけては第 1 期障がい者計画での項目ごとに 新居浜市が行ってきた実施状況と課題について記載しております。また、 45 ページから 48 ページにかけては前回の自立支援協議会においてサービ ス見込と実績で報告いたしました内容を掲載いたしました。

続きまして 49 ページからは第2部第2期障がい者計画について説明いたします。前回の骨子(案)の中で、障がい者当事者を中心とした視点に立って暮らしていく障がい者をとらえたときに、ライフステージを大事にした計画の方が、乳幼児から高齢者までの障がい者の地域生活をイメージしやすいということを説明いたしましたが、そのような理由から今回の計画はライフステージ別政策体系にいたしました。

第1章で計画の基本的な考え方の中で障がい者の自立を地域で支える共生社会の実現のために新居浜市地域推進計画2011の基本方針を踏まえた4つの基本目標を設定しそれに沿った形で施策の展開を図るといった考え方の下、幼児期と学齢期・思春期、青壮年期、高齢期の4つのライフステージごとの施策の方向と取り組みを掲載しております。また、それ以外の地域の自立環境づくりを加えることで障がい児・者が地域で暮らしていくための環境整備に繋がることとなります。

続きまして、74ページからは第3部第3期障がい福祉計画について説明いたします。まずは、74ページ福祉施設の入所者の地域生活への移行については地域性を勘案し、第2期計画と同様に16人、平成26年度末時点の施設入所者数10人と設定します。75ページをご覧ください。福祉施設から一般就労への移行については、これまで国の基本指針に従い、平成17年度に一般就労移行者数2名の4倍にあたる8人以上を設定しましたが、こ

れまでの実績から2倍以上と設定を変更いたします。76ページをご覧くだ さい。国の指針では、福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支 援事業を基本とした目標設定をすることとされておりますが、新居浜市に おいて就労移行支援事業を行っている事業所の定員数が少ないため 43 人 の利用を見込んだ設定をしています。77ページをご覧ください。国の指針 では就労継続支援A型事業利用者の割合を就労継続支援事業利用者の3割 を基本として設定することとされていますが、これまでの実績から平成26 年度末には40人の利用者を見込んでおり、B型利用者が132人との見込み から 23.3%の割合となり少し少なめの目標値となっております。79ページ をご覧ください。自立支援給付事業及び相談支援の見込みについて国への 報告に基づいた数字を記載しております。これまでの計画と異なるところ は、10月から始まりました同行援護の見込み量と相談支援の体系が変更さ れることに伴うサービス等利用計画策定数を見込む必要があることです。 相談支援の地域移行支援、地域定着支援につきましては県との整合性が必 要なため現在数値が予測できないため空欄としております。81ページをご 覧ください。 地域生活支援事業の見込みについて国への報告に基づいた数 字を記載しております。特にこの3年間で予測されるところは小規模作業 所事業を行っている身障センター及びコットンが地域活動支援センターへ の移行が予測されることです。地域活動支援センターⅠ型又はⅢ型への移 行を予測しておりますが、 I 型への移行は 2 つの作業所が 1 つになった場 合を想定しており、今後調整を行っていく必要があると考えております。

第4章からは計画を進めていくための方策について掲載しております。 最初お配りした内容と大幅に変更されておりますが、委員の皆様に送付した際には業者の考えた内容とのすり合わせができておらず、内容が抽象的で分かりづらいものであったことと、先の10月31日の障害保健福祉関係主管課長会議において示された第3期障がい福祉計画に反映させなければならない項目が何点かあったため、これまでの計画に準じた形で国の指針を盛り込んだ内容に変更しております。それではこれまでと特に変更のあったところを説明いたします。来年4月から障がい者自立支援法の一部改正を踏まえ、相談支援の充実のために体系の見直しが行われます。これまでの一般相談支援業務に加え、あまり進んでいなかったサービス等利用計画策定業務について必須となる他、地域移行・定着についても強化することとなります。その他、基幹相談支援センターの設置をどうするのか、自立支援協議会の具体的な機能の明確化、虐待防止センターを設置し虐待防止に向けたシステム整備に取り組む必要がありますことからそれらを含んだ内容としております。

83ページをご覧ください。障がい福祉サービスの円滑な提供・実施のた めの方策を 4 つの観点から考えております。これまでの計画と変更してい る点はサービス等利用計画の作成が支給決定のプロセスの中で求められる ことになったこと、利用者負担が原則応能負担となること、障がい福祉サ ービスと補装具に利用者負担を合算することなどを記載しております。85 ページからは障がい者の雇用、就労促進のための方策を 4 つの観点から考 えております。これまでの計画に加え就労支援ネットワークのこと、障害 者就業・生活支援センター「エール」のことなどを記載しております。87ペ ージの地域生活移行のための方策では居住の場の確保として、今年10月か ら始まりましたグループホーム・ケアホームの家賃についての一部助成に ついて記載しております。88ページの相談支援体制の充実のための方策で は3つの観点から考えております。特に相談支援体系の見直しが行われ相 談支援の充実を図ることになっているため、体系に関する内容や基幹相談 支援センター、障がい者虐待防止センターとの関係性等について記載いた しました。また、自立支援協議会の具体的な機能の明確化についても今回 の法改正で示された内容を盛り込みました。91ページからの計画の推進体 制については、これまでと同様の計画内容となっております。

議長

ありがとうございました。

事務局から報告がありましたが、この件について何か質問や意見はございませんか。

委員

前回の資料と比べて、より分かりやすくなっていると思います。なお、「サービス等利用計画の作成によるサービスの充実」が方策として掲載されていますが、予算対応についてはどうなっていますか。

事務局

いままでサービス等利用計画の実績が無いため、予算要望に必要な利用見込みについては、サービス利用者の更新実績を基に算出する予定です。

委員

サービス等利用計画の作成にあたっては、対象者間でサービス支給量の 格差が生じない様な対策が必要ではないでしょうか。

事務局

市おいて定めている基準を超える様なサービス支給量の申請があった場合には、審査会にて審議を行った上で支給量を決定しています。

委員

サービス等利用計画の作成を、市委託相談支援事業所の相談支援専門員

6人のみで行うのは対象者人数を考慮すると困難なため、計画作成者の確保が重要と思われます。

委員

障がい児支援に関する事項について、児童福祉法に移る部分もあるが、 サービス体系の位置づけを明確にするため、計画に掲載することが必要で はないでしょうか。

事務局

自立支援法に基づくサービス体系には児童福祉法へ移行される障がい児 支援は含まれていませんが、障がい児支援の取り組みについては、国の基 本指針において取り組むことが望ましいとの考えがあるため、何らかの形 で計画に反映させたいと思います。

委員 障がい児の通所サービスの担当課はどこになるのでしょうか。

事務局 児童福祉法に基づくサービスに移っても、引き続き地域福祉課にて担当する予定です。

訪問系のサービスについては、介護保険の対象になるとサービス支給量が制限される場合があるため、今後は障がい程度区分ごとに支給量の限度を定めておくのが良いのでは。

国や県にて指針が示されないと、市独自にて定めるのは難しいのではないでしょうか。

サービス等利用計画の作成が必須になるため、相談支援事業体制の構築 を急ぐ必要があります。

サービス等利用計画の作成に必要な相談員の拡充については、給付費に て相談支援事業所に対応をお願いしたいと思います。

今後予定されている総合福祉法への改正に伴い、支給決定の仕組みが大きく変わる可能性があります。

続きまして、協議第(2)その他、についてです。事務局から何かありましたらお願いします。

委員

委員

委員

事務局

議長

委員

## (2) その他

### 事務局

それでは、事務局より自立支援協議会事務局会議の進捗状況について説明いたします。11月22日に開催いたしました事務局会議におきまして、助成事業にて行う短期入所のルール作りについて、障がい福祉サービスの円滑な施行に資すると考えられるため、調査等について事務局会議が協力する旨承認しましたので報告します。

議長

事務局からの説明について、何か質問や意見はございませんか。

委員

短期入所については、特に緊急時において利用したくても利用出来ない ことがあるため、ルールが出来ることは良いと思います。

委員

新居浜市内で障がい児が利用出来る短期入所施設はどこですか。

委員

まさき育成園とくすのき園で、それぞれ定員は2名です。また、あゆみ 園にて日中のみ利用可能です。なお、ルール作りにおいて、事業所・利用 者や先進地の状況について調査を行う予定です。

議長

それでは、予定いたしておりました議題は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、本日の自立支援協議会を終了いたします。 ありがとうございました。

以 上